

2 県協号外
令和 3 年（2021 年）1 月 6 日

県内 N P O 法人代表者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

松本圏域に「新型コロナウイルス特別警報」を発出したことに伴うメッセージ
の周知について（依頼）

松本圏域においては、11 月 24 日に感染警戒レベルをレベル 3 に引き上げ、「新型コロナ
ウイルス警報」を発出したところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近
1 週間（12 月 29 日～1 月 4 日）の新規陽性者は 54 人で、人口 10 万人当たり 12.81 人と
なっています。

これは、感染警戒レベルを 4 に引き上げる目安となる基準に該当し、また、集団発生や
多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつ
つあり、特に警戒が必要な状態」であると認められるため、同レベルを 4 に引き上げ、「新
型コロナウイルス特別警報」を発出しました。

つきましては、別添のメッセージについて、御承知いただくとともに、引き続き、貴組織に
おける感染防止対策に万全を期してください。

また、関連する情報は、県ホームページに掲載していますので参考にしてください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/coronavirus.html>

担 当	県民文化部県民協働課協働・N P O 係 保科千丈（課長） 菅沼 淳（担当）
電 話	026-235-7189（直通）
F A X	026-235-7258
E メール	kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

松本圏域に「新型コロナウイルス特別警報」を発出します

令和3年1月5日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

松本圏域においては、11月24日に感染警戒レベルをレベル3に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発出したところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近1週間（12月29日～1月4日）の新規陽性者は54人となっており、人口10万人当たり12.81人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当し、また、集団発生や多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要」な状態であると認められます。

したがって、松本圏域の感染警戒レベルをレベル4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出します。

2 松本圏域における県の対策強化について

松本圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。松本圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力ください。（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方へ感染リスクの高い行動の自粛について協力を要請します
- ② 感染拡大地域への不要不急の訪問の自粛について協力を要請します
- ③ 感染拡大予防ガイドラインの遵守及び会食における基本的な感染防止策の徹底について協力を要請します
- ④ 職場での感染防止対策の徹底をお願いします
- ⑤ クラスタ対策のさらなる徹底を行います

① 高齢者や基礎疾患のある方へ感染リスクの高い行動の自粛について協力を要請します

（特措法第24条第9項）

松本圏域にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、感染リスクの高い行動（人混みなどの3密となる場所への訪問、人との距離が十分に保たれない長時間の会合など）の自粛を要請します。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないように、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。さらに、これらの方を雇用している事業者の皆様は、職場における感染リスクの低減など、できる限りの配慮をお願いします。

（高齢者や基礎疾患のある方等

65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30以上）の方

② 感染拡大地域[※]への不要不急の訪問の自粛について協力を要請します

（特措法第24条第9項）

感染拡大地域への不要不急の訪問については自粛をお願いします。

また、感染拡大地域と往来された方は、高齢者や基礎疾患のある方等がいるご家庭への訪問を控えるとともに、健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県

③ 感染拡大予防ガイドラインの遵守及び会食における基本的な感染防止策の徹底について協力を要請します (特措法第24条第9項)

松本圏域の事業者の皆様は、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

また、会食については、感染リスクを下げるために十分な対策を行うようお願いしているところですが、松本圏域にお住まいの皆様は、会食を実施する必要がある場合は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いします。

④ 職場での感染防止対策の徹底をお願いします

職場においては、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止策を徹底してください。

事業者においては、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より少なくなるよう努めてください。

⑤ クラスター対策のさらなる徹底を行います

濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施します。

また、クラスター対策チーム(CCT-Nagano)を機動的に派遣するほか、迅速に入院・入所が進むよう取り組み、そのために必要が生じた場合は、松本圏域に他の圏域からの応援職員を派遣することなどにより、保健所の人員等の体制を強化します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

(参考)

感染警戒レベル4の圏域 2圏域

佐久圏域、松本圏域

感染警戒レベル3の圏域 8圏域

上田圏域、諏訪圏域、上伊那圏域、南信州圏域、木曾圏域、北アルプス圏域、長野圏域、北信圏域

■■■■ 感染警戒レベル4の圏域

■■■■■ 感染警戒レベル3の圏域

